

令和4年第5回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水)
午後2時30分から午後4時
2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室

3. 出席農業委員(17人)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	代理	小林 修治	9	〃	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	11	〃	吉田 秀史
2	〃	白鳥 誠司	12	〃	堀内 友恵
3	〃	矢島 勝秀	13	〃	篠原 朋夫
4	〃	小平 開	14	〃	小池 正雄
5	〃	宮坂 直治	15	〃	濱 聡一
6	〃	伊藤 利幸	16	〃	田村 和己
7	〃	渡邊 公人			

出席推進委員(8人)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	23	委員	島立 雄幸
20	〃	宮崎 博人	24	〃	竹村 俊治
21	〃	小林 正一	26	〃	牛山 浩文
22	〃	有賀 宣尚	27	〃	戸田 広史

4. 欠席農業委員(1人)

10 委員 矢島 平一

欠席推進委員(1人)

25 委員 帯川 孝男

5. 議事日程

- 第1 農業委員会会長召集挨拶
第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任

第4 総会の公開について

第5 審議

第24号議案 農地法第3条の規定に依る許可申請について

第25号議案 農地法第4条の規定に依る許可申請について

第26号議案 農地法第5条の規定に依る許可申請について

第27号議案 農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について

第28号議案 農町地利用集積計画（所有権移転）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 鎌倉 亮

次 長 吉田 哲郎

主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

代 理

これより茅野市農業委員会5月度第5回総会を開催いたします。日程の次第に従い進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【農業委員会会長召集挨拶】

会 長

皆さんこんにちは。ご苦勞様でございます。農作業期の繁忙期にご参集いただきましてありがとうございます。周辺の水田は田植え作業がほぼ終盤に入っています。一方では世界的な気候変動に加え、ロシアのウクライナ侵略が続いております。農業に関しては肥料や設備投資の資材が高騰していることから、今後の農業生産収入が心配されているところがございます。中にはこれだけ様々なものが値上げとなり「ぼちぼちやめようか」と考えている高齢の方の話も耳にします。何とか一日も早く世の中が落ち着いてくれたらと、そんな風に思っています。これから農作業においては熱中症対策、新型コロナウイルス予防対策にもお互いが日常生活に万全を期しながらやっていかなければなりません。コロナの終息、ロシアとウクライナの戦いが終わることを願うばかりです。

本日は初夏のいい陽気でございます。これより令和4年5月度の定期総会を開催します。よろしく申し上げます。

【主要会務報告について】

(議長より主要会務の報告)

【議事録署名委員の選任】

代 理

議事録署名委員の選任については、3番の矢島勝秀委員、4番の小平開委員のご両名をお願いいたします。

なお農業委員及び推進委員27名中、本日の出席は農業委員17名、推進委員8名ですので総会は成立いたします。

【総会の公開について】

会 長

本日の案件は農地法による許可申請は3条が1件、4条が1件、5条が10件、農地利用集積計画による賃貸借権設定は5件、所有権移転は1件となります。これらの案件につきましては個人情報が含まれておりますが「農業委員会に関する法律第26条」により、会議は公開として進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(全員賛同)

ありがとうございます。全員の賛同ということでこの総会は公開とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

(傍聴者なし)

なお発言につきましては挙手にてお願いします。

次 長

本日、10番矢島平一委員、25番帯川孝男委員より欠席届が提出されております。

【審議】

議 長

議事日程第5審議、第24号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：北山、畑4筆、計：2,255㎡

申請目的：渡人…高齢のため子に贈与したい

受人…父の要望を受けたい

親から子への生前贈与になります。農地の所有権が動く場合でも農業委員会の許可が要らない手続きとしては、相続があります。その場合、農地法により農地を相続した場合には農業委員会への届出が義務付けられておりました〔怠った場合は10万円以上の過料〕と農地法で定められていることを補足させていただきます。本件のように親子間でも贈与した場合には農地法3条の許可対象となり農業委員会の許可書がないと法務局で登記が行えませんのでご承知おき願います。

議長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員

5月21日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図3-1をご覧ください。申請地には造園用の樹木等が栽培されています。造園業と農業を営む渡人が高齢となり耕作が困難となったため、受人である息子に生前贈与したいとし、受人がこれに応えるかたちです。受人も35年にわたり渡人とともに造園業と農業に従事してきておりますので、権利が移った後も現状と変わらないと思われることから、この贈与は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの説明について質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議長

質問がないようですので決裁に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議長

それでは、議事日程第5の議案第25号「農地法第4条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案につい

て説明をお願いします。

次 長

申請番号1ですが、計画変更の申請になります。農地法第5条の申請番号4・5と、同一の場所になりますので一括でご審議いただきたい内容になります。4条と5条がまたいでしまって申し訳ありませんが一括でのご審議をお願いします。

農地法第4条・申請番号1の説明

申請地：米沢、田、747㎡のうち515㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：個人住宅と進入路

農地法第5条・申請番号4の説明

申請地：米沢、田、232㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…高齢により耕作困難

受人…個人住宅の新築

農地法第5条・申請番号5の説明

申請地：米沢、田、232㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…高齢により耕作困難

受人…住宅への進入路

当初、住宅を建築する計画で本年3月に農地法第4条の許可を受けましたが、奥の土地が売れまして申請内容の変更が必要になりました。申請人の個人住宅の建築、農地法第5条で受人の個人住宅の建築および進入路の新設の許可が必要となりますのでご承知おきください。

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

11番委員

5月23日、米沢地区委員2名で現地調査を行いました。案内図4-1をご覧ください。申請地は面積の一部について住宅用地として既に農地法第4条の許可を受けています。今回計画変更ということですが、当該申請地の一部を残地への進入路として5条にて再申請となります。申請面積は515㎡が417㎡に変更になります。変更

理由としては申請地の奥に5条の申請番号4の個人住宅が建設されることになり、その住宅への進入路が必要となるためです。4条の申請番号1はすでに許可が出ている案件の変更ということで住宅への進入路としての転用は問題ないと見てまいりました。

農地法第5条、申請番号4については、渡人は4条の申請番号1で計画変更された方、受人は現在市内アパートに住んでいますが、環境の良いエリアで子育てがしたいという思いがあり住宅建設のための申請が提出されました。申請地の西側は渡人の住宅となります。北側に農地がありますが、農地への影響はありません。周辺農地所有者へは転用計画の事前説明が説明されています。雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続します。その他被害防除措置は適切であり住宅用地としての転用は問題ありませんでした。

農地法第5条、申請番号5について、渡人と受人は申請番号4と同一です。渡人・受人の共有路としての申請です。受人はこの進入路がないと住宅に入ることができません。そのため渡人が4条で計画変更の申請をしています。この3件は一連した案件となるため特に問題はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの説明について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案のとおり決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第26号「農地法第5条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 1 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：塚原一、田、635㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人：遠隔地居住にて耕作できない

受人：永明小中学校建替事業による駐車場整備

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

24番委員

ちの地区委員にて確認をしてまいりました。案内図 5-1 をご覧ください。農地区分は第3種農地、用途地域として準工業地域に指定されています。幅員 4 m の市道、農地、雑種地、宅地に接しています。渡人は申請地の管理に大変苦勞しており現在は不耕作地になっています。受人である茅野市は学校建設に伴う周辺整備事業で近隣の用地確保を進めていました。申請地も事業用地の対象となり農地売買の協議が整いまして、貸駐車場として造成したい希望があります。現地を確認したところ周辺農地所有者へは転用計画の事前説明がされており、雨水排水は敷地内地下浸透により処理することになっています。その他被害防除措置は適切であります。目的のとおり貸駐車場を造成しても何ら支障はありません。駐車場用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

審議に入ります。地区委員さんの現地調査の報告について質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号 2 の説明

権 利：所有権移転（売買）
申 請 地：宮川、畑、40㎡
農 地 区 分：第2種農地
申 請 目 的：渡人…遠隔地居住にて耕作困難
受 人…家庭菜園

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

5月20日、宮川地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-2をご覧ください。受人は現在諏訪市にて借家住まいです。渡人が所有する宅地を買受け、移住を決定いたしました。渡人は遠隔地居住などの理由から将来的には運用管理ができないため、宅地とのセット購入を条件としています。受人は宅地と一括購入して申請地を家庭菜園用地として利用する予定です。被害防除措置等についても土地は現況のまま利用するため、周辺の営農要件等に影響を及ぼすことはないと考えます。この売買は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号3の説明

権 利：所有権移転（売買）
申 請 地：宮川、田2筆、計：3,534㎡
農 地 区 分：第3種農地
申 請 目 的：渡人…手不足により耕作困難
受 人…大規模太陽光発電施設の新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

15番委員

5月20日、宮川地区委員4名で現地確認をしてまいりました。案内図5-3をご覧ください。申請地は集落の外れにありまして西側は斜面の山林です。渡人は、以前は水田として耕作していましたがシカ等の食害を受け収穫がほとんどなく、また高齢となり10年以上前から耕作はされていません。西側は山、南側に建造物や民家はありませぬ。受人から強い要望があり売却することにしました。今までの農地の状況や後継者問題等を見ましてもこの売買は問題ないと見てまいりましたのでご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、原案通り決定いたします。

次 長

申請番号6の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：米沢、田、558㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…相続したが遠隔地居住により耕作困難

受人…新精密工場の増設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員

5月23日、米沢地区委員2名で現地調査を行いました。案内図5-6をご覧ください。渡人は相続により取得しましたが現在東京都

在住のため耕作ができません。地目は田ですが不耕作地となっています。草刈り等、管理はされていまして、受人は電気器具製造会社です。申請地は会社敷地に隣接していまして、申請理由は受注が増えたため工場の新設を希望しています。近隣に工場があり車の流出が多いと感じましたが、雨水排水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続して処理します。被害防除措置は適切と判断しました。工場新設のための転用は問題ございません。ご審議お願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの現地確認報告につきまして質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号7の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：豊平、畑、1,484㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…老齢で継続できない

受人…ライスセンター新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番委員

5月23日、豊平地区委員3名で現地確認を行いました。案内図5-7をご覧ください。申請地は豊平南大塩、JAカントリーエレベーターの道向かいになります。カントリーが隣にありますので、こういった状況かと確認しましたが、騒音や粉塵については当然同じ条件になりますので、大丈夫だろうと思います。ただ問題なのは下水道が通っていません。JAカントリーを確認したところトイ

レについては浄化槽にて処理しているとのこと。同じく受人も上水は許可を得て井戸を掘削し、汚水排水は敷地内に浄化槽を設置するとのことでした。乾燥機10機、脱穀機（粃摺機）1機を設置する計画で、工期は今年7月着工、令和5年3月末に竣工予定です。周辺には何もありませんので問題はないと確認してまいりました。ただ、隣接農地と地元の受人との関与の関係もありましたが、後には機械の倉庫を建てたいという話もあります。これはまた別の話として考えていきたいと。間にちょうど川があるのでまたいで行きたいという話も出ています。カントリーは今、おそらく3品目を受け入れています。受人はおそらく別の品種も受け入れます。現地確認の結果、問題ないと見てまいりましたのでご報告いたします。よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号8の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：泉野、田、371㎡

農地区分：第2種農地

申請目的：渡人…子の要望に応じる

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

22番委員

5月23日、泉野地区委員3名で現地調査を行いました。案内図5-8をご覧ください。受人は渡人の息子夫婦で市内アパートに居住

していますが、安定した生計を営むため父である渡人から申請地を使用借りして住宅を新築したいとのことで、渡人は要望に応じました。現状のまま利用するため、土砂流出の恐れはないこと、雨水排水は敷地内地下浸透、汚水は単独浄化槽を設けるとのことです。隣接農地は3筆ありますが平屋建てのため農地に与える影響は少ないと考えます。以上のことからこの使用貸借は問題ないと見てまいりましたのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号9の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：湖東、田、832㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…高齢・手不足等で耕作困難

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

12番委員

湖東地区委員3名で現地確認をしてまいりました。案内図5-9をご覧ください。申請地は周囲にも住宅があるため、宅地として転用してもいいのではないということで見えてまいりましたのでご審議をよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの説明に意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

次 長

申請番号10の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：北山、田、2,062㎡

農 地 区 分：第2種農地

申請目的：渡人…高齢により耕作困難

受人…太陽光発電施設の新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員

5月21日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-10をご覧ください。申請地は山林に囲まれ、周囲には大規模なゴルフ場があります。地目は田で綺麗に管理されていますが耕作はされていませんでした。渡人は高齢で耕作が困難となってきたため売却して生活費にしたいと希望しています。受人は山梨県在住の会社員で太陽光発電事業によって利益を得て資産を運用し、電気需要に貢献したいと希望しています。発電事業に関しては岡谷市の事業者が請負い、パネル枚数312枚、発電出力49.5Kwhの野立てソーラー施設の設置を予定しています。平坦な土地のため造成工事はいりません。隣接する農地はなく被害防除措置は適切です。工事計画、資金計画ともに問題はありません。転用に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。ただいまの地区担当委員さんの説明に質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

議事日程第5の議案第27号「農用地利用集積計画（貸借権設定）の決定について」を議題といたします。事務局より議案について一括で説明をお願いします。

次 長

(申請番号1から申請番号5まで一括で説明)

議 長

申請番号1から5について事務局より一括説明がありました。ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

5件の利用権設定につきまして一括で採決いたします。承認される農業委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで5件につきまして原案通り決定いたします。

議 長

議事日程第5の議案第28号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：北山、田、1,252㎡

議 長

申請番号1について事務局より説明がありました。ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議 長

以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からの発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、茅野市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

令和4年5月25日

議 長

委 員

委 員